

千葉県浄化槽取扱指導要綱の一部改正について

千葉県環境生活部水質保全課

1 改正の概要

浄化槽の使用開始後の法定検査（浄化槽法第7条第1項の規定による水質検査。以下「7条検査」という。）の受検を確実なものとするを目的に、浄化槽を設置しようとする者が、設置等の手続の際に、7条検査申込を証する書類（検査手数料の納付書の写し）を提出する制度とするため、千葉県浄化槽取扱指導要綱を改正する。

2 改正内容

(1) 浄化槽を設置しようとする者の責務（第3）【新規】

浄化槽を設置しようとする者は、設置等の手続に先立ち、あらかじめ、浄化槽の法定検査を実施する指定検査機関に7条検査を申し込む。

(2) 設置等の手続（第4）

ア 浄化槽法による設置届出の場合（第4-1）【改正】

浄化槽法第5条第1項の設置届出に際し、7条検査依頼書の添付に代えて、7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）を添付する。

イ 建築確認申請の場合（第4-2）【新規】

建築確認済証の交付を受けるための図書に、7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）を添付する。

ウ 不利益な取り扱いの禁止（第4-3）【新規】

ア又はイの手続をする者が、7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）の提出がないことを理由に不利益な取扱いをされることを禁止する。

(3) 建築主事及び指定確認検査機関の協力（第12）【新規】

建築主事及び指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項の保健所長への通知と併せて提出のあった7条検査の申込みを証する書類を送付する。

(4) 様式【改正】

浄化槽法第5条第1項の届出に際し提出を求めていた「浄化槽法第7条検査依頼書（第2号様式）」を廃止し、検査手数料の納付書の写しを貼付する参考様式とする。

3 改正等の時期（予定）

(1) 平成29年6月（改正）

(2) 平成29年8月（施行）